

## 議案第23号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和6年4月19日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 大和田 正 治

### 提案理由

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則の一部を改正する規則を教育長が臨時代理により処理したので，調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第2項の規定により，提案するものです。

## 臨時代理の承認について

別紙のとおり臨時代理により処理したので報告し、承認を求めます。

## 臨 時 代 理 に つ い て

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、調布市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり臨時代理により処理をする。

令和 6 年 3 月 2 9 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

## 調布市教育委員会規則第4号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則の一部を改正する規則

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則（昭和33年調布市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条中「調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「調布市非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

### 附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬等)</p> <p><b>第7条</b> 学校医等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、<u>調布市非常勤職員の報酬等に関する条例</u>（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><b>第7条</b> 学校医等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、<u>調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</u>（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。</p>